

## 第 16 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	2	7	13	27

#### (2) 議案の名称

##### <決算認定>

認定第 1 号	令和 4 年度尼崎市歳入歳出決算について	… 7
認定第 2 号	令和 4 年度尼崎市水道事業会計決算について	… 9
認定第 3 号	令和 4 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について	… 9
認定第 4 号	令和 4 年度尼崎市下水道事業会計決算について	… 9
認定第 5 号	令和 4 年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について	… 9

##### <予算>

議案第 7 1 号	令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）	… 11
議案第 7 2 号	令和 5 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）	… 17

##### <条例>

議案第 7 3 号	尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	… 19
議案第 7 4 号	尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について	… 21
議案第 7 5 号	尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	… 23
議案第 7 6 号	尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例について	… 25
議案第 7 7 号	尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金条例について	… 27
議案第 7 8 号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する	… 29

	条例について	
議案第79号	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について	… 31
<その他>		
議案第80号	丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	… 37
議案第81号	工事請負契約について（本庁舎北館受変電設備改修工事）	… 39
議案第82号	工事請負契約について（教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事）	… 41
議案第83号	工事請負契約について（教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち電気設備工事）	… 43
議案第84号	工事請負契約について（教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち機械設備工事）	… 45
議案第85号	令和4年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 47
議案第86号	令和4年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 49
議案第87号	令和4年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 51
議案第88号	令和4年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 53
議案第89号	工事請負契約について（南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事）	… 55
議案第90号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）	… 59
議案第91号	工事請負契約について（防災センター大規模改修工事）	… 61
議案第92号	工事請負契約について（防災センター大規模改修工事のうち機械設備工事）	… 63

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

その他の事故	3件	3,086,278円
--------	----	------------

その他	1件	340,956円
-----	----	----------

### (2) 尼崎市債権管理条例に基づき放棄した債権

(3) 外郭団体の経営状況

(4) 令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

### 3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市公平委員会の委員の選任



第16回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	決算認定	番 号	認定第1号	所 管	財政課
件 名	令和4年度尼崎市歳入歳出決算について				
<b>内 容</b>					
概要 (単位：千円)					
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一 般 会 計	227,245,745	224,209,611	3,036,134	720,784	2,315,350
特 別 会 計	103,055,878	101,803,113	1,252,765	-	1,252,765
国民健康保険事業費	47,595,818	47,241,376	354,442	-	354,442
地方卸売市場事業費	445,951	310,564	135,387	-	135,387
育英事業費	15,686	15,664	22	-	22
公共用地先行取得事業費	854,371	854,371	-	-	-
公害病認定患者救済事業費	18,534	17,468	1,066	-	1,066
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	39,295	21,689	17,606	-	17,606
青少年健全育成事業費	18,037	18,037	-	-	-
介護保険事業費	47,244,452	46,724,471	519,981	-	519,981
後期高齢者医療事業費	6,823,734	6,599,473	224,261	-	224,261
合 計	330,301,623	326,012,724	4,288,899	720,784	3,568,115





&lt;令和5年9月定例会&gt;

種別	決算認定	番号	認定第2～5号	所管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課	
件名	令和4年度尼崎市水道事業会計決算について 令和4年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 令和4年度尼崎市下水道事業会計決算について 令和4年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分		水道事業	工業用水道事業	下水道事業	モーターボート競走事業	
収益的 収 入	経常 損 益	収益	8,873,955	1,563,778	12,628,946	68,650,856
		費用	7,953,604	1,377,181	11,465,821	64,174,181
		差引 ①	920,351	186,597	1,163,125	4,476,675
支 出 ( 税 抜 )	特 別 損 益	利益	5,233	203,600	1,610,263	-
		損失	3,810	-	4,490	-
		差引 ②	1,423	203,600	1,605,773	-
	純利益 ①+②	921,774	390,197	2,768,898	4,476,675	
資 本 的 収 支	収 入	756,717	138,520	5,422,167	-	
	支 出	2,852,421	563,737	9,215,793	352,095	
	差 引 ③	△ 2,095,704	△ 425,217	△ 3,793,626	△ 352,095	
補てん財源 ④		2,473,446	763,263	6,707,716	2,337,297	
資 金 収 支	年 間 ③+④	377,742	338,046	2,914,090	1,985,202	
	累 計	8,253,661	8,093,816	16,918,839	11,252,381	



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第71号	所 管	各事業所管課																																
件 名	令和5年度尼崎市一般会計補正予算(第5号)																																				
<b>内 容</b>																																					
1	補正予算の内容 モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入について、公共施設整備保全基金への積立を行うほか、令和7年度末までに移行が必要な「自治体情報システムの標準化・共通化」に向けて、基幹系システムの構築を実施することなどに伴い補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。																																				
2	補正予算の規模 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>現在予算額</th> <th>補正予算額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">217,028,437</td> <td style="text-align: center;">6,117,627</td> <td style="text-align: center;">223,146,064</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	217,028,437	6,117,627	223,146,064																										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																																			
217,028,437	6,117,627	223,146,064																																			
3	歳入歳出補正予算額 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">歳 入</th> <th colspan="2">歳 出</th> </tr> <tr> <th>款</th> <th>補正予算額</th> <th>款</th> <th>補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">67,751</td> <td>総務費</td> <td style="text-align: center;">6,015,095</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td style="text-align: center;">301,000</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">△4,844</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: center;">509,800</td> <td>商工費</td> <td style="text-align: center;">101,000</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: center;">1,462,401</td> <td>教育費</td> <td style="text-align: center;">6,376</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align: center;">3,776,675</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">6,117,627</td> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">6,117,627</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	67,751	総務費	6,015,095	寄付金	301,000	民生費	△4,844	繰入金	509,800	商工費	101,000	繰越金	1,462,401	教育費	6,376	諸収入	3,776,675			合 計	6,117,627	合 計	6,117,627
歳 入		歳 出																																			
款	補正予算額	款	補正予算額																																		
国庫支出金	67,751	総務費	6,015,095																																		
寄付金	301,000	民生費	△4,844																																		
繰入金	509,800	商工費	101,000																																		
繰越金	1,462,401	教育費	6,376																																		
諸収入	3,776,675																																				
合 計	6,117,627	合 計	6,117,627																																		
4	繰越明許費 追加 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生費</td> <td>社会福祉費</td> <td>(仮称)健康ふれあい体育館整備事業</td> <td style="text-align: center;">144,897</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>保健体育費</td> <td>(仮称)健康ふれあい体育館整備事業</td> <td style="text-align: center;">338,226</td> </tr> </tbody> </table>					款	項	事業名	金額	民生費	社会福祉費	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業	144,897	教育費	保健体育費	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業	338,226																				
款	項	事業名	金額																																		
民生費	社会福祉費	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業	144,897																																		
教育費	保健体育費	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業	338,226																																		

## 5 債務負担行為

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電子計算関係事業	令和 11 年度	1,180,399
生涯学習プラザ等整備事業	令和 6 年度	10,243
戸籍住民基本台帳事務等関係事業	令和 6 年度	20,778
青少年いこいの家施設整備事業	令和 6 年度	15,262
地区体育館整備事業	令和 6 年度	9,569

## 補正予算の内容

(1) 各種基金積立金	5,496,167 千円
・ 公共施設整備保全基金積立金	3,776,675 千円
モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の積立を行う。	
・ 財政調整基金積立金	1,418,000 千円
令和4年度決算剰余金の2分の1相当額及び令和4年度に過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等の見込額の積立を行う。	
・ 暴力団排除活動支援基金積立金	492 千円
令和4年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。	
・ 文化振興基金積立金	200,000 千円
文化振興基金への寄付金の積立を行う。	
・ みんなの尼崎城基金積立金	100,000 千円
みんなの尼崎城基金への寄付金の積立を行う。	
・ 小田南公園周辺地域活性化基金積立金	1,000 千円
新たに設置する小田南公園周辺地域活性化基金への寄付金の積立を行う。	
(2) 税外収入還付金	519,000 千円
過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等に係る予算を増額する。	
(3) 自治体情報システムの標準化・共通化への対応	84,544 千円
令和7年度末までに移行が必要な「自治体情報システムの標準化・共通化」に向けて、基幹系システムの構築を実施する。	
・ 基幹系システム全体に係る共通基盤	
・ 住民基本台帳及び印鑑登録システム	
・ 選挙人名簿管理システム	
・ 国民年金システム	
債務負担行為 1,201,177 千円	
(4) 生涯学習プラザ等整備事業費・地区体育館整備事業費	27,116 千円
武庫東生涯学習プラザ及び園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設の空調設備の改修を行う。	
債務負担行為 19,812 千円	
(5) 青少年いこいの家施設整備事業費	△9,200 千円
青少年いこいの家の設計業務委託の内容を見直す。	
債務負担行為 15,262 千円	

## 費目別事業概要

<b>総務費</b>	<b>6,015,095 千円</b>
<b>電子計算関係事業費</b> 「自治体情報システムの標準化・共通化」に向けて、基幹系システムの構築を行う。	8,216 千円
<b>財政調整基金積立金</b> 令和4年度決算剰余金の2分の1相当額及び令和4年度に過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等の見込額の積立を行う。	1,418,000 千円
<b>公共施設整備保全基金積立金</b> モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の積立を行う。	3,776,675 千円
<b>暴力団排除活動支援基金積立金</b> 令和4年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。	492 千円
<b>生涯学習プラザ等整備事業費</b> 武庫東生涯学習プラザ及び園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設の空調設備の改修を行う。	20,740 千円
<b>文化振興基金積立金</b> 文化振興基金への寄付金の積立を行う。	200,000 千円
<b>税外収入還付金</b> 過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等に係る予算を増額する。	519,000 千円
<b>戸籍住民基本台帳事務等関係事業費</b> 「自治体情報システムの標準化・共通化」に向けて、基幹系システムの構築を行う。	65,765 千円
<b>選挙人名簿システム等構築事業費</b> 「自治体情報システムの標準化・共通化」に向けて、基幹系システムの構築を行う。	6,207 千円

<b>民生費</b>	<b>△4,844 千円</b>
<b>国民年金事務関係事業費</b>	4,356 千円
「自治体情報システムの標準化・共通化」に向けて、基幹系システムの構築を行う。	
<b>青少年いこいの家施設整備事業費</b>	△9,200 千円
青少年いこいの家の設計業務委託の内容を見直す。	
<b>商工費</b>	<b>101,000 千円</b>
<b>みんなの尼崎城基金積立金</b>	100,000 千円
みんなの尼崎城基金への寄付金の積立を行う。	
<b>小田南公園周辺地域活性化基金積立金</b>	1,000 千円
小田南公園周辺地域活性化基金への寄付金の積立を行う。	
<b>教育費</b>	<b>6,376 千円</b>
<b>地区体育館整備事業費</b>	6,376 千円
園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設の空調設備の改修を行う。	





<令和5年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第72号	所 管	国保年金課
件 名	令和5年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1	債務負担行為 追加 (単位:千円)				
	事 項	期 間	限 度 額		
	国民健康保険システム関係事業	令和6年度	530,416		



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第73号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 子の看護等の子育てのための休暇について、アフターコロナ及びワークライフバランス推進の観点から、その取得要件を拡大するもの。				
2	改正内容 子の看護等の子育てのための休暇の取得要件に、養育する児童が在籍する学校又は保育施設の全部又は一部が臨時に休業（規則で定める理由によるものに限る。）となった場合において、当該児童の世話をする必要があるため勤務しないことが相当であると認められるときを追加する。				
3	施行期日 令和5年10月1日				

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

改正後	現 行
<p>(子の看護等の子育てのための休暇)</p> <p>第13条の2 任命権者は、児童(職員の子(市規則で定める者を含む。))で、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下この条において同じ。)を養育する職員について次の各号のいずれかに該当するときは、その請求により、1年につき5日(その養育する児童が2人以上いる場合は、10日)以内の子育てのための休暇を与える。</p> <p>(1) 当該職員が、その養育する児童の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった場合に必要となる世話又は疾病の予防を図るために必要な世話で市規則で定めるものをいう。)をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(2) 当該職員が、その養育する児童が在籍する学校又は保育施設の全部又は一部が市規則で定める事由により臨時に休業した場合に当該児童について必要となる世話をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>(子の看護等の子育てのための休暇)</p> <p>第13条の2 任命権者は、次のいずれかに該当するときは、児童(職員の子(市規則で定める者を含む。))で、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下この条において同じ。)を養育する職員の請求により、1年につき5日(その養育する児童が2人以上いる場合は、10日)以内の子育てのための休暇を与える。</p> <p>(1) 当該職員が、その養育する児童の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった場合における世話又は疾病の予防を図るために必要な世話で市規則で定めるものをいう。)をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(2) 略</p>

&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第74号	所 管	給与課
件 名	尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由            新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の制定により、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)が改正されることに伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容            第1条の規定中、法を引用する部分の「第44条」を「第26条の8」に改めるとともに、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。</p> <p>3 施行期日            公布の日            なお、令和5年9月1日から適用する。</p>					

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条（国民保護法第183条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「新型インフルエンザ等対策法」という。）第26条の8において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で市に派遣されたもの（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当（国民保護法第154条において災害対策基本法第32条第1項を読み替えて準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策法第26条の8において準用する場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策派遣手当。以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条（国民保護法第183条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「新型インフルエンザ等対策法」という。）<u>第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当（国民保護法第154条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策法第44条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。</u></p>

&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第75号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由            尼崎市教育・障害福祉センターの大規模改修工事の実施に伴い、たじかの園を旧北難波保育所に一時移転する必要があるため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容            付則に、令和5年10月1日から規則で定める日までの間に限り、たじかの園の位置を「尼崎市三反田町1丁目1番1号」から「尼崎市西難波町6丁目12番1号」に改める規定を追加する。</p> <p>3 施行期日            令和5年10月1日</p>					

尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>(一時移転先)</u></p> <p><u>2 令和5年10月1日から規則で定める日までの間に限り、たじかの園の位置は、第3条の規定にかかわらず、尼崎市西難波町6丁目12番1号とする。</u></p>	<p>付 則</p> <p>略</p>



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第76号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の制定により、保健所の許可を受けた旅館業の営業について、事業譲渡により事業を譲り受けた者が保健所の承認を受けた上で、営業者の地位を承継することができる制度が創設されるとともに、条例で引用している法律の号番号等が変更されることに伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>あわせて、博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行により条例で引用している法律の条番号等が変更されたことに伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 事業譲渡による営業者の地位の承継に関する改正</p> <p>旅館業の営業許可申請に対し、旅館業を営業しようとする施設の設置場所からおおむね100メートルの区域内に図書館等の社会教育施設があり、清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときに許可を与えないことができる規定等について、事業譲渡による営業者の地位の承継のための承認申請があった場合も同様とする。</p> <p>(2) 法律から引用する条番号等の変更</p> <p>ア 旅館業法から引用している号番号等のずれに対応するための改正を行う。</p> <p>イ 博物館法から引用している条番号等のずれに対応するための改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>ただし、上記2(2)イの改正については、公布の日</p>					

尼崎市旅館業に関する条例

改正後	現 行
<p>(施設環境を保全すべき施設)</p> <p>第9条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第2項に規定する指定施設</u></p> <p>(施設環境に係る意見を聴くべき者)</p> <p>第10条 法第3条第4項(<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。</u>)の条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第12条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p>	<p>(施設環境を保全すべき施設)</p> <p>第9条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条の規定によりこれに相当する施設として指定された施設</u></p> <p>(施設環境に係る意見を聴くべき者)</p> <p>第10条 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第12条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p>

&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第77号	所 管	経済観光振興課
件 名	尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>令和7年2月に予定されている阪神タイガースファーム施設の移転を契機に、小田南公園周辺地域の活性化を目指す取り組みとして、地域との交流や商店街等と連携した周遊等に資する事業（以下「地域活性化事業」という。）を行う際に要する経費の財源を広く寄付を募り確保することを目的に、尼崎市小田南公園周辺地域活性化基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づく条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 積立額（第2条）</p> <p>基金として積み立てる額について、地域活性化事業に要する経費に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理（第3条）</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。</p> <p>(3) 処分（第5条）</p> <p>基金は、地域活性化事業の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第78号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）の施行により、特定の民間再開発事業の認定制度が廃止されたことに伴い、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 別表第2中第4項の特定の民間再開発事業の認定の申請に対する審査に係る手数料の規定を削除する。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>別表第 2</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>4 租税特別措置法施行令 (以下この表において「政令」という。) 第 2 5 条の 4 第 2 項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1 件につき 3 2, 0 0 0 円</u></p> <p><u>5 略</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>別表第 2</p> <p><u>4 租税特別措置法施行令 (以下この表において「政令」という。) 第 2 0 条の 2 第 1 4 項又は第 3 8 条の 4 第 2 4 項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1 件につき 3 1, 0 0 0 円</u></p> <p><u>5 政令第 2 5 条の 4 第 2 項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1 件につき 3 2, 0 0 0 円</u></p> <p><u>6 略</u></p>

&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第79号	所 管	予防課	
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について					
<b>内 容</b>						
1 改正理由						
<p>消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)の制定により、蓄電池設備に係る基準及び「炭火焼き器」に係る離隔距離が見直されることから、当該内容に合わせた規定の整備を行うもの。</p>						
2 主な改正内容						
(1) 蓄電池設備に係る基準の見直し						
ア 蓄電池設備に係る規制単位、規制対象及び消防署長への届出基準値を改める。						
【参考：蓄電池設備設置に係る規制単位、規制対象及び届出基準値】						
	規制単位	規制対象		届出基準値		
現 行	アンペアアワー・セル (Ah・セル)	4,800Ah・セル以上		4,800Ah・セル以上		
改正後	キロワット時 (kWh)	10kWh 超 (ただし、10kWh 超 20kWh 以下のうち、 出火防止措置が講じられたものは対象外)		20kWh 超		
イ 開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととする。						
(2) 「炭火焼き器」に係る離隔距離の規定の追加						
<p>現行、離隔距離の規定が定められていない厨房設備としての「炭火焼き器」について、個別の離隔距離の規定を定める。</p>						
【参考：炭火焼き器に係る離隔距離の適用規定】 (単位：センチメートル)						
		上方	側方	前方	後方	
現 行 (※)		250	200	300	200	
改正後	不燃以外	炭火焼き器	100	50	50	50
	不燃		80	30	—	30
※ 現行は、使用温度が摂氏 800 度以上の「厨房設備 (気体燃料・電気に分類されないもの)」と同じ離隔距離の規定を適用						
3 施行期日						
令和6年1月1日						

尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
<p>(炉)</p> <p>第3条</p> <p>3 入力350キロワット以上の炉にあっては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。<u>第30条の3第2項、第40条第3項及び第41条第1項を除き、以下同じ。</u>）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上<u>支障がない</u>場合においては、この限りでない。</p> <p>(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（<u>全出力が20キロワット以下であるもの</u>及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式（鋼板で<u>造られた</u>外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のものを除く。）は、不燃材料で<u>造られた</u>壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸が<u>設けられた</u>室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上<u>支障がない</u>場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 <u>不燃材料で造られた壁等でダクト、ケーブル等が貫通する部分には、隙間を不燃材料で埋める等</u>火災予防上有効な措置</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条</p> <p>3 入力350キロワット以上の炉にあっては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上<u>支障のない措置を講じた</u>場合においては、この限りでない。</p> <p>(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（<u>全出力20キロワット以下のもの</u>及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式（鋼板で<u>作られた</u>外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のものを除く。）は、不燃材料で<u>造った</u>壁、柱、床及び天井（<u>天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。</u>）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上<u>支障のない措置を講じた</u>場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 <u>第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等</u>火災予防上有効な措置を講ずる</p>



<p>を講ずること。</p> <p>(6) <u>変電設備が設けられた室内</u>には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>(7) <u>変電設備が設けられた室内</u>は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物を放置しないこと。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する者に必要に応じ<u>変電設備</u>の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>2 <u>屋外に設ける変電設備にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>柱上又は道路上に設ける電気事業者用のもの</u></p> <p>(2) <u>不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>(3) <u>消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの</u></p> <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上又は道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。この場合において、同項第6号及び第7号中「室内」とあるのは、「区画内」と読み替えるものとする。</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>(2) <u>その</u><sup>きょう</sup>筐体は、不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(4) <u>その</u><sup>きょう</sup>筐体には、<u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第14条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロ</u></p>	<p>こと。</p> <p>(6) <u>変電設備のある室内</u>には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>(7) <u>変電設備のある室内</u>は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物を放置しないこと。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する<u>もの</u>に必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>2 <u>屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。この場合において、同項第6号及び第7号中「室内」とあるのは、「区画内」と読み替えるものとする。</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>(2) <u>その</u><sup>きょう</sup>筐体は、不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第14条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量</u></p>
---	--

<p><u>ワット時以下であるもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下であるものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。第55条を除き、以下同じ。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>開放型の鉛蓄電池を用いるものにあつては、その電槽は耐酸性の床又は台の上に設けること。</u></p> <p>(3) <u>屋外に設ける蓄電池設備にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 柱上又は道路上に設ける電気事業者用のもの</u></p> <p><u>イ 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p><u>ウ 延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの</u></p> <p><u>エ 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの</u></p> <p>2 前項(第3号を除く)に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号並びに第12条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第12条の2第1項第4号の規定を準用</p>	<p><u>と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号並びに第12条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p>
---	--

する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第55条 略

(9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力が50キロワット以下であるもの及び柱上又は道路上に設けるものを除く。)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下であるものを除く。)

別表第1

種別	距離(単位 センチメートル)						
	入力	上方	側方	前方	後方		
ちゅう 厨 気 体 略							
房 設 燃 料							
備 固 体 不 燃 料 燃	木炭を燃炭火焼	—	100	50	50	50	
	料とする器 以外 もの						
不 燃	同上	同上	—	80	30	—	30
電 略							
気							
上記に分類されな いもの							

備考

1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」又は「電気」とは、それぞれ気体燃料を使用する設備、液体燃料を使用する設備、固体燃料を使用する設備又は電気を熱源とする設備をいう。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第55条 略

(9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のもの並びに柱上及び道路上に設けるものを除く。)

(13) 蓄電池設備

別表第1

種別	距離(単位 センチメートル)				
	入力	上方	側方	前方	後方
ちゅう 厨 気 体 略					
房 設 燃 料					
備 電 略					
	気				
上記に分類されな いもの					

備考

1 「気体燃料」、「液体燃料」又は「電気」とは、それぞれ気体燃料を使用する設備、液体燃料を使用する設備又は電気を熱源とする設備をいう。



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第80号	所 管	都市政策課
件 名	丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について				
内 容					
1 趣旨	<p>丹波少年自然の家事務組合（以下「事務組合」という。）を解散することに伴う財産処分について関係地方公共団体（西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町・丹波市・丹波篠山市及び本市）で協議を行うため、地方自治法第290条の規定により議決を求めるもの。</p>				
2 背景等	<p>丹波少年自然の家については、設立以来本市を含む関係地方公共団体で構成する事務組合において管理運営を行い、本市も長年、当該施設を自然学校に利用してきた。</p> <p>しかしながら、本市においてはその管理運営経費に係る負担金が利用者数に見合わなかったこと等から、令和4年度以降の自然学校については、原則、美方高原自然の家を利用することとし、令和5年3月31日に事務組合から脱退したところである。</p> <p>こうした中、本市の事務組合からの脱退に際し、今後の事務組合のあり方について検討が行われたものの、管理運営経費の負担割合等について構成団体間で合意に至らなかったことから、令和6年3月31日限りでの事務組合の解散に向けて調整が進められることとなった。</p> <p>事務組合解散後も、施設が活用されることで、地域の活性化に加え、地元や構成団体における負担の最小化にもつながることから、次のとおり関係地方公共団体で財産処分に関する協議を行うもの。</p>				
3 協議内容	<p>(1) 事務組合の解散時に保有する一切の財産、権利等は丹波市に帰属させる。</p> <p>(2) 前号に伴い必要となる経費については、関係地方公共団体が負担することとし、組合に拠出する。</p>				



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第81号	所 管	庁舎管理課
件 名	工事請負契約について（本庁舎北館受変電設備改修工事）				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき、本庁舎の延命化を図るため、北館受変電設備の改修工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容</p> <p>電気設備工事</p> <p>幹線設備工事 一式</p> <p>受変電設備工事 一式</p> <p>発電設備工事 一式</p> <p>中央監視設備工事 一式</p> <p>その他付帯設備工事 一式</p>				
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札（制限付）</p> <p>低入札価格調査制度適用案件（調査有）</p>				
4	<p>開札年月日</p> <p>令和5年6月16日</p>				
5	<p>契約金額</p> <p>458,700,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市武庫之荘6丁目24番16号</p> <p>不二電気工事株式会社</p> <p>代表取締役 藤田 文基</p>				
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から令和8年3月20日まで</p>				

## 開札結果表

				開札年月日	令和5年6月16日
件名	本庁舎北館受変電設備改修工事				
落札者名	不二電気工事(株)		落札金額		417,000,000円
予定価格	477,100,000円	調査基準価格	438,932,000円	失格基準価格	414,724,000円
入札者名		第1回入札金額(円)			
不二電気工事(株)		417,000,000		※低入札価格調査決定	
共栄電器工業(株)		456,000,000			
(株)小川電設		463,400,000			
平尾電工(株)		468,500,000			
山口電気工事(株)		342,000,000		※失格基準価格抵触	
親和電機工業(株)		辞退			
尼崎電機(株)		辞退			

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第82号	所 管	庁舎管理課、スポーツ推進課
件 名	工事請負契約について(教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事)				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき、予防保全による施設の長寿命化を図るため、教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容</p> <p>外壁改修工事、屋上防水改修工事、トイレ改修工事、建具改修工事、内装改修工事及び外構工事</p> <p>教育・障害福祉センター</p> <p>鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建て 1棟</p> <p>延べ面積 6,453.51平方メートル</p> <p>立花体育館</p> <p>鉄筋コンクリート造一部プレストレストコンクリート梁工法 地上2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 1,848.21平方メートル</p>				
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札(制限付)</p>				
4	<p>開札年月日</p> <p>令和5年5月22日</p>				
5	<p>契約金額</p> <p>259,183,100円(※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p>				
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市南塚口町6丁目10番37号</p> <p>株式会社大辰</p> <p>代表取締役 辰己 誠</p>				
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から450日間</p>				

## 開札結果表

		開札年月日	令和5年5月22日
件名	教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事		
落札者名	(株)大辰	落札金額	235,621,000円
予定価格	248,500,000円	最低制限価格	228,620,000円
入札者名	第1回入札金額(円)		
(株)大辰	235,621,000		決定
河本工業(株)	238,860,000		
宮崎建設(株)	242,000,000		
(株)トータルサプライ	248,000,000		
(株)サージ・コア	202,800,000		※最低制限価格抵触
(株)吉川組	215,000,000		※最低制限価格抵触
(株)オカモト・コンストラクション・システム	221,500,000		※最低制限価格抵触
(株)柄谷工務店	辞退		
昌平(株)	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第83号	所 管	庁舎管理課、スポーツ推進課
件 名	工事請負契約について(教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち電気設備工事)				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき、予防保全による施設の長寿命化を図るため、教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち電気設備工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容</p> <p>電気設備工事</p> <p>電灯設備工事 一式</p> <p>動力設備工事 一式</p> <p>受変電設備工事 一式</p> <p>発電設備工事 一式</p> <p>中央監視制御設備工事 一式</p>				
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札(制限付)</p>				
4	<p>開札年月日</p> <p>令和5年5月25日</p>				
5	<p>契約金額</p> <p>282,370,000円(※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p>				
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市西難波町2丁目4番27号</p> <p>株式会社小川電設</p> <p>代表取締役 小川 元</p>				
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から450日間</p>				

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	令和5年5月25日	
件 名	教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち電気設備工事			
落 札 者 名	(株)小川電設	落 札 金 額	256,700,000円	
予 定 価 格	267,700,000円	最低制限価格	246,284,000円	
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		第2回目入札金額 (円)	
(株)小川電設	286,000,000	※予定価格超過	256,700,000	決定
親和電機工業 (株)	298,200,000	※予定価格超過	269,800,000	※予定価格超過
平尾電工 (株)	198,000,000	※最低制限価格抵触	—	
不二電気工事 (株)	214,520,000	※最低制限価格抵触	—	
共栄電器工業 (株)	219,800,000	※最低制限価格抵触	—	
栄興電機工業 (株)	224,388,000	※最低制限価格抵触	—	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第84号	所 管	庁舎管理課、スポーツ推進課																				
件 名	工事請負契約について(教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち機械設備工事)																								
内 容																									
1	<p>契約の目的</p> <p>尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき、予防保全による施設の長寿命化を図るため、教育・障害福祉センター及び立花体育館大規模改修工事のうち機械設備工事を実施するもの。</p>																								
2	<p>工事内容</p> <p>機械設備工事</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>空気調和設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>換気設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排煙設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>自動制御設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>衛生器具設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給湯設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>消火設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>撤去工事</td><td>一式</td></tr> </table>					空気調和設備工事	一式	換気設備工事	一式	排煙設備工事	一式	自動制御設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式	撤去工事	一式
空気調和設備工事	一式																								
換気設備工事	一式																								
排煙設備工事	一式																								
自動制御設備工事	一式																								
衛生器具設備工事	一式																								
給水設備工事	一式																								
排水設備工事	一式																								
給湯設備工事	一式																								
消火設備工事	一式																								
撤去工事	一式																								
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札(制限付)</p>																								
4	<p>開札年月日</p> <p>令和5年7月11日</p>																								
5	<p>契約金額</p> <p>273,460,000円(※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p>																								
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市南初島町10番地149</p> <p>株式会社阪神設備工業所</p> <p>代表取締役 岡本 史明</p>																								
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から450日間</p>																								



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第85号	所 管	財務課
件 名	令和4年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	議決を求める理由 地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。				
2	処分内容 未処分利益剰余金 1,221,774,274 円のうち、当年度純利益 921,774,274 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 300,000,000 円は資本金へ組み入れる。				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		1,221,774,274			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△1,221,774,274			
建設改良積立金の積み立て		△921,774,274			
資本金への組入れ		△300,000,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			





&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第86号	所 管	財務課
件 名	令和4年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>				
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 590,196,752 円のうち、当年度純利益 390,196,752 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 200,000,000 円は資本金へ組み入れる。</p>				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		590,196,752			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△590,196,752			
建設改良積立金の積み立て		△390,196,752			
資本金への組み入れ		△200,000,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第87号	所 管	財務課
件 名	令和4年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	議決を求める理由 地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。				
2	処分内容 未処分利益剰余金 3,768,898,012 円のうち、当年度純利益 2,768,898,012 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 1,000,000,000 円は資本金へ組み入れる。				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		3,768,898,012			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△3,768,898,012			
建設改良積立金の積み立て		△2,768,898,012			
資本金への組入れ		△1,000,000,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第88号	所 管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課
件 名	令和4年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p> <p>2 処分内容</p> <p>未処分利益剰余金9,984,171,146円のうち、700,000,000円は建設改良積立金に積み立て、3,776,674,878円は一般会計へ繰り出し、建設改良積立金の取崩額141,209,614円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越す。</p>					
(単位：円)					
					未 処 分 利 益 剰 余 金
当 年 度 末 残 高					9,984,171,146
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額					△4,617,884,492
建設改良積立金の積立て					△700,000,000
一般会計繰出金					△3,776,674,878
資本金への組み入れ					△141,209,614
処 分 後 残 高					(繰越利益剰余金) 5,366,286,654



&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第89号	所 管	住宅整備担当																																																																																																												
件 名	工事請負契約について（南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事）																																																																																																																
<b>内 容</b>																																																																																																																	
1	<p>契約の目的</p> <p>尼崎市営住宅建替等基本計画に基づき、南武庫之荘地区において、廃止する住宅の移転先の確保及びバリアフリー化を図るため、南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事を実施するもの。</p>																																																																																																																
2	<p>工事内容</p> <p>南武庫之荘改良住宅の15棟を対象とした13基の昇降機設置工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象住棟</th> <th rowspan="2">対象棟数</th> <th colspan="5">工事内容</th> </tr> <tr> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (㎡)</th> <th>設置基数</th> <th>昇降機設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>3</td> <td>49.75</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4・6・8号棟</td> <td rowspan="2">3</td> <td>鉄骨造</td> <td>5</td> <td>48.63</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>5</td> <td>44.10</td> <td>1</td> <td>9人乗り (1方向)</td> </tr> <tr> <td>5・7号棟</td> <td>2</td> <td>鉄骨造</td> <td>4</td> <td>33.42</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>9号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>5</td> <td>62.00</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>10号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>4</td> <td>56.52</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>11号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>5</td> <td>78.40</td> <td>1</td> <td>9人乗り (1方向)</td> </tr> <tr> <td>13号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>5</td> <td>46.10</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>16号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>3</td> <td>41.58</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>17号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>5</td> <td>47.18</td> <td>1</td> <td>9人乗り (1方向)</td> </tr> <tr> <td>18号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>3</td> <td>35.19</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>20号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>3</td> <td>40.59</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>21号棟</td> <td>1</td> <td>鉄骨造</td> <td>4</td> <td>77.88</td> <td>1</td> <td>13人乗り (2方向)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					対象住棟	対象棟数	工事内容					構造	階数	延べ面積 (㎡)	設置基数	昇降機設備	3号棟	1	鉄骨造	3	49.75	1	13人乗り (2方向)	4・6・8号棟	3	鉄骨造	5	48.63	1	13人乗り (2方向)	鉄骨造	5	44.10	1	9人乗り (1方向)	5・7号棟	2	鉄骨造	4	33.42	1	13人乗り (2方向)	9号棟	1	鉄骨造	5	62.00	1	13人乗り (2方向)	10号棟	1	鉄骨造	4	56.52	1	13人乗り (2方向)	11号棟	1	鉄骨造	5	78.40	1	9人乗り (1方向)	13号棟	1	鉄骨造	5	46.10	1	13人乗り (2方向)	16号棟	1	鉄骨造	3	41.58	1	13人乗り (2方向)	17号棟	1	鉄骨造	5	47.18	1	9人乗り (1方向)	18号棟	1	鉄骨造	3	35.19	1	13人乗り (2方向)	20号棟	1	鉄骨造	3	40.59	1	13人乗り (2方向)	21号棟	1	鉄骨造	4	77.88	1	13人乗り (2方向)	計	15	—	—	—	13	—
対象住棟	対象棟数	工事内容																																																																																																															
		構造	階数	延べ面積 (㎡)	設置基数	昇降機設備																																																																																																											
3号棟	1	鉄骨造	3	49.75	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
4・6・8号棟	3	鉄骨造	5	48.63	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
		鉄骨造	5	44.10	1	9人乗り (1方向)																																																																																																											
5・7号棟	2	鉄骨造	4	33.42	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
9号棟	1	鉄骨造	5	62.00	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
10号棟	1	鉄骨造	4	56.52	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
11号棟	1	鉄骨造	5	78.40	1	9人乗り (1方向)																																																																																																											
13号棟	1	鉄骨造	5	46.10	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
16号棟	1	鉄骨造	3	41.58	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
17号棟	1	鉄骨造	5	47.18	1	9人乗り (1方向)																																																																																																											
18号棟	1	鉄骨造	3	35.19	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
20号棟	1	鉄骨造	3	40.59	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
21号棟	1	鉄骨造	4	77.88	1	13人乗り (2方向)																																																																																																											
計	15	—	—	—	13	—																																																																																																											
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札（制限付）</p> <p>低入札価格調査制度適用案件（調査無）</p>																																																																																																																

- 4 開札年月日  
令和5年7月6日
- 5 契約金額  
1,122,000,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）
- 6 契約の相手方  
三田工務店・モリテック共同企業体  
代表者  
尼崎市道意町3丁目1番地  
株式会社三田工務店  
代表取締役 三田 恭男
- 7 工期  
契約締結の日から690日間











&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第91号	所 管	財務担当
件 名	工事請負契約について（防災センター大規模改修工事）				
内 容					
1	<p>契約の目的            尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき、予防保全による施設の長寿命化を図るため、防災センター大規模改修工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容            外壁改修工事、屋上防水改修工事、建具改修工事、内装改修工事及び屋外改修工事            鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建て 1棟            延べ面積 4,753.28平方メートル</p>				
3	<p>契約の方法            一般競争入札（制限付）</p>				
4	<p>開札年月日            令和5年5月26日</p>				
5	<p>契約金額            194,700,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
6	<p>契約の相手方            尼崎市西立花町3丁目1番1号            株式会社サージ・コア            代表取締役 仲野 和子</p>				
7	<p>工期            契約締結の日から510日間</p>				

## 開札結果表

		開札年月日	令和5年5月26日
件名	防災センター大規模改修工事		
落札者名	(株) サージ・コア	落札金額	177,000,000円
予定価格	184,400,000円	最低制限価格	169,648,000円
入札者名	第1回入札金額(円)		
(株) サージ・コア	177,000,000	決定	
(株) モリテック	183,280,000		
河本工業(株)	191,800,000	※予定価格超過	
宮崎建設(株)	193,000,000	※予定価格超過	
(株) トータルサプライ	195,000,000	※予定価格超過	
(株) オカモト・コンストラクション・システム	198,000,000	※予定価格超過	
(株) 三田工務店	199,200,000	※予定価格超過	
(株) 伊藤テック	233,300,000	※予定価格超過	
(株) 柄谷工務店	辞退		
昌平(株)	辞退		
(株) 大辰	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

&lt;令和5年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第92号	所 管	財務担当
件 名	工事請負契約について（防災センター大規模改修工事のうち機械設備工事）				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき、予防保全による施設の長寿命化を図るため、防災センター大規模改修工事のうち機械設備工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容</p> <p>機械設備工事</p> <p>空気調和設備工事 一式</p> <p>給排水衛生設備工事 一式</p> <p>屋外工事 一式</p> <p>撤去工事 一式</p>				
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札（制限付）</p>				
4	<p>開札年月日</p> <p>令和5年5月31日</p>				
5	<p>契約金額</p> <p>189,662,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市南初島町10番地149</p> <p>株式会社阪神設備工業所</p> <p>代表取締役 岡本 史明</p>				
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から510日間</p>				

